

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 福祉部障がい福祉課

番号 1

|          |                         |  |
|----------|-------------------------|--|
| 許認可等の内容  |                         | 障害児福祉手当の受給資格の認定  |
| 根拠法令及び条項 |                         | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第19条   |
| 審査基準     | 関係条項                    | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第2条第2項、第17条<br>特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第1条第1項別表第1、第6条<br>障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令第1条 |
|          | 基準<br>(未設定の場合はその理由)     | 支給認定については、月の基準により行う。<br>・障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について（昭和60年12月28日社更第162号厚生省社会局長通知）                  |
|          | 参考事項                    |  |
|          | 設定等年月日                  | 平成9年10月1日設定（平成30年4月1日最終変更）   |
| 標準処理期間   | 標準処理期間<br>(未設定の場合はその理由) | 総日数 60日（休日は含まない。）  |
|          | 設定等年月日                  | 平成9年10月1日設定（平成26年3月31日最終変更）  |